

借り曲の唯一の伝存例として貴重である。

二 「神師」と「神隨」

狹野神舞「神師」と祓川神舞「神隨」は、どちらも「カーンスイ」と呼び、抜身の刀を持つて舞う。両神舞とも太刀・剣・鉾・長刀等の武具を探り物とする舞が多いが、刀舞の基本となっているのが、「神師」「神隨」である。祓川神舞の「神隨」は、神樂の本祭以外にも、その前夜の内祭に神楽宿で舞われる他、元旦の霧島東神社の歳旦祭・一月八日の御初祓いの行事・春秋の彼岸等の折りに舞われる。又、祓川集落の屋主が亡くなった時には、通夜の晩に遺体の前で「神隨」を舞う慣わしになつていて。歳旦祭の様子を記すと、午前一時、霧島東神社の脇殿に祭の巫社者が着座。宮司の祝詞奏上その後、四人が互いに内側に向き合い、真青袴の舞人が鎧と真剣を持つて舞う。四人が互いに内側に向き合い、眞剣を正面に構えて神歌がある。神歌を最初に詠うのは、オンズと呼ばれる舞のリーダー格である。その神歌は、

○あらたまる年の初めの門松は

君にちとせのゆづり葉の松

というもので、いかにもさわやかな祝言歌である。正月初の歌

として歳旦祭の「神隨」の時のみ詠われる。

この神歌は、諸方の神樂歌に数多く伝わっているばかりでなく、福岡県求菩提山など北九州の田遊びや東海地方の田遊びに類歌を見出す事ができる。初春の予祝行事・芸能である田遊びと神樂は、神歌の上で互いに交渉しあつて、これがその一例である。本来、神樂歌であったものが、田遊び歌謡に採用されたものと思われる。

「神師」「神隨」と同系の刀舞は、宮崎県西都市の銀鏡神樂では「神崇」、椎葉神樂では「かんすい」「かんすい」「かんしん」等通りの曲名があり、高千穂神樂では「神源」という。熊本県吉市と球磨郡一帯に行われている球磨神樂では「神師」といい、福岡県の豊前神樂では「神隨」という等、九州では最もボビュラーな刀舞となつていて。曲名としても古く、すでに慶長二年(一六〇七)の『加治木御社』に「神師一座」と見えており、立願成就の神樂として舞われた(前出「史料九」参照)。

江戸時代の「神師」の様子を示すものとして、狭野の岩元家文書「舞座敷

御広め願が参考になる。宝暦一〇年(一七六〇)七月、狭野権現別当の神院は、社頭の舞殿が神の外狹く、社人達が抜身の刀を持つて神樂を舞うので危険である事などを理由に、舞座の拡張を寺社奉行所に願い出た。

その口上書(写)の大意を次に示す。

狹野権現社頭の舞殿の舞座は從来、四敷三間であった。神事の時に社人達が抜身の刀を持つて四人相並び、舞神樂を行ひるので、四敷三間では殊の外狭く、何とか勤めてきた。それ故、自然と怪我の用心のため鼓や笛などの役の者五、六人は舞座の隅へ随分と身を寄せており、それ以外に舞座に詰めている管の社人達は舞座が狭いので、仕方なく御供所へ引き退いて畏まつてゐる。舞を勤める者は舞の半ばに神歌を唱えるが、舞人ばかりでは、中々声が統かず、詰めていた社人が助音するのであるが、舞殿の者が多いので、仕方なく鼓・笛などの役の者が助音している。笛などを止め助音するので、特に助音が統かない。刀舞であるため、怪我の心配があるので舞座を広げて下さるよう以前から毎回お願い申し上げてきた。ところが享保元年の霧島山の噴火によつて、社頭が残らず焼失してしまい、それ以後、御再興を仰せ付けられた時、当寺の先々住圓清の時から現在に至るまで、これまで通り舞座は四敷四間三間である。刀舞で怪我の心配もある事なので、此の節より舞座敷を六敷三間方に広げて建立をお願いしたい。

右の口上書は断簡であるため、全容は不明であるが、翌一年五月一四日付で寺社奉行所の許しが出ている。その許状の写しによると、舞座敷の広めばかりでなく、向拝の造立も願い出て許されている。抜身の刀を持って四人相並んで舞う神樂の曲名は明記されていないものの「神師」である事は間違いないであろう。江戸時代には祈祷の神樂として内侍舞と共に舞殿で舞われたと推測される。

「神師」「神隨」には芸術的な動作はないが、狹野神舞の「一人剣」(本剣)、「神師」「神隨」には芸術的な動作はないが、狹野神舞の「一人剣」(本剣)、
「踏劍」、祓川神舞の「劍」(中入・十二人劍)、(御花神隨)など、刀を用いての舞には跳躍性に富む速いテンポで勇壮活発な舞が多い。祓川神舞で特に重要視されている「中入(十二人劍)」は、舞前に支度部屋で宮司による厳粛なお祓いを受け、「六根清淨の戒」で真剣を清めるなど、明らかに他の曲では別格の扱いである。「二人の舞人(鎧と輪鎧)と真剣を持つて躍動的で激しい動きをみせるが、スキップして駆け足で大きな輪になつて廻つたり、二列になつて四方に舞つたり、交差したり、また対角線に

も入れ替わるなど様々に隊形を変えるこの舞は、雄大勇壮で圧倒的な迫力に満ち、祓川神舞の白眉である。こうした舞いの方は南九州の神楽を特色付けていたが、これを現在最も具現しているのが高原神舞であるといつてよい。(3)

三 高原神舞の特色と価値

これまでの調査で、明らかになつた点は、本報告書の随所に示されておきたい。以下、箇条書きで示す。

(一) 旧薩摩藩領の神舞の様式は最もよく伝えてゐる事。鹿児島県の神舞の殆どが衰退してゐる今日、宮崎県でありますから、神舞の特色である大宝の注連などをはじめ御講屋と呼ばれる大がかりな舞庭を設け、夜を徹して神舞を行つてゐる点は特筆に値する。

(二) 高原神舞の起源は中世期に遡ると想定されるが、史料的には江戸前期である。社人による神舞としてその伝統をよく伝えてゐる事。現在は保存会組織のもとに社家の子弟や地城住民の子供達も神舞に参加し、狹野では花舞「踏舞」など、祓川では「老番舞」「式三番」「劍」・「箕坂」等の舞で重要な役割を果たしてゐる。

(三) 祓川神舞の「門境」は、唯一神道の神楽改革の影響が見られる他、神楽全体として神道化している。廃絶した曲目もあるが、神楽の変遷の具体相を示すものとして貴重である。特に「門境」は旧薩摩藩領における宿借り曲の現行曲として重要な意義を持つ。

(四) 芸能的には素面の振り物舞と仮面舞から成る。振り物には太刀(剣)、鉾・長刀など武具を用いる舞が多い。特に祓川神舞の「中入(十二人鉾)」のようにスキップして隊形を変えてしまう舞は、極めて地域的な特色に富む。又、錫(錫杖・輪鉢)を用いるなど霧島修験の痕跡と思われる採り物も注目される。一方、仮面舞も少なくないが、神面の者が出現して舞を見せるのが多く、問答神樂と関係があるが演劇性は希薄である。岩戸神話と結びついた仮面舞は「田の神舞」で、少ないのである。

(五) 祓川信仰との関係が深い事。「鉾舞」「田の神舞」など霧島信仰を反映する曲目があり、他の舞でも霧島山を讃嘆する神歌が詠わ

れている。又、狹野では神舞終了後に霧島講が行われているなど民俗学的にも注目される。

(六) 狹野神舞に使用される楽器は、締太鼓・笛・鉦(摺り鉦)の三種である。神楽の多くが、銅拍子と呼ぶ二枚の薄い円盤状の鉦を打ち合わせて鳴らすのが一般的であるが、狭野神舞の場合は、念仏踊り系統の大きく重い鉦で、南北各地の大鼓踊りの鉦を取り入れた可能性もある。現存する最古の楽器である狭野神舞の摺り鉦には、寛延四年(一七五二)の刻銘がある。しかし、狹野権現の社人役付(社方含藏帳)によると、延宝六年(一六七八)には鉦之役が見えており、この鉦が摺り鉦であったかは不明、又、調拍子役も見える事から銅拍子系の鉦もあったと考えられる。東御在所(霧島東神社)の場合は、享保二年(一七二六)と天保五年(一八四四)の社人役付に鉦之役がなく、どちらも調拍子役のみであり、現在も銅拍子系の二枚の円盤状の鉦を使用している。

(七) 神楽歌の歌い方にも大きな特色がある。多くの神楽では神楽歌を歌いながら舞うのに対して、高原神舞では立つたままか座つたまま静止した状態で神楽歌を歌う。つまり、神楽歌と舞とは整然と別れている点、独自性がある。

(八) 高原神舞の神楽面は、中世から近世にかけての神楽面で、仮面史の上からも貴重である事。特に狹野神社の神楽面の中には、中世の猿楽面が古く神楽に取り込まれたと思われるものがあり、祓川の神楽面は出雲系神楽面の影響を受けている。

以上、総括として高原神舞の特色と価値について述べたが、高原神舞最大の価値は、これほど大規模な神舞を毎年行つており、神舞に關係する人々が、神楽を心の支え・生き甲斐として真剣に取り組んでいる事である。したがつて神楽が活き活きしており、形骸化していない。多くの観客を惹き付けているのもこのためであろう。狹野・祓川の神楽保存会の人達はいうまでもなく、狹野神社・霧島東神社、さらには地域住民の一体感は素晴らしいものがある。このかけがえのない高原神舞が高千穂の峰の美しい山容と共に、いつまでも永続する事を祈つて筆を置く。

注(1)

都城藩志文書(霧島縣史 史籍編 中世(1))

『八代日記』(熊本世史研究会編 青潮社 昭和五五)

木盛家文書 真幸院記『宮崎県史 古村編 中世』(二)

『大日本古記録 上井覺菴日記 上』(東京古今史料叢書所編 岩波書店 昭和一九)

水井家文書『宮崎県史 古村編 近世五』

『田記種姓後編』(一)『鹿児島県史料 田記種姓後編』(二)

『田記種姓後編三』(一)『鹿兒島縣史資料 田記種姓後編三』(二)

木船家文書『三保院記』(『宮崎県史 史村編 中世』) (一)

『田記種姓後編四』(一)『鹿兒島縣史資料 田記種姓後編四』(二)

『田記種姓後編四』(三)『鹿兒島縣史資料 田記種姓後編四』(四)

『宮崎県史料 第五卷 佐土原藩島津家日記(一)』(一)

『肥後國史稿著者 第二卷 南嶺要鑑』

永浜家文書『高麗所系園主記』(『宮崎県史 史村編 近世五』)

『宮崎県史稿著者 第二卷 南嶺要鑑』

『肥後國史稿著者 第二卷 南嶺要鑑』

貰取次

同日

同社々司

同社

藤原 直無

日 高 右 近

同社

神 手 式

風 扇 清 衣

御 手 五 百 足

外 二 百 足 役 方

賣 宠 取 次 中

同 社 各 司

岩 元 兵 庫

藤 原 正 方

日 高 出 雲

藤 原 貞 次

山 順 申 次

岩 元 石 親

日 高 右 近

參 教

日 高 出 雲

藤 原 貞 次

山 順 申 次

岩 元 石 親

日 高 右 近

參 教

日 高 出 雲

藤 原 貞 次

山 順 申 次

岩 元 石 親

日 高 右 近

參 教

日 高 出 雲

藤 原 貞 次

山 順 申 次

岩 元 石 親

日 高 右 近

參 教

日 高 出 雲

慶應三年八月廿三日

一、初入门

神井式 神井式

解除式 四点御札三百足ヅ

許状 冠布賀服 外二五拾疋ヅ・因ヅ、役方

御札千疋 外二五百疋役方

貰取次

本資料は本末蘭牟田善算のものとも考えられる。川家入門の記録が見えていて、元年五月日、入門の種類・許状の種類・内容・礼金などが記載されている。参考として次に掲げておく。

古川周平『南九州の神事に見られる外國の影響 外来と住民の「一種の動きの様式」』(『演劇学』第1・五号、昭和五九)。吉川氏は、成川神事の「十二人舞」のよう複数の楽曲の舞手が躍動的なスキップで隊形を変えてしまく舞を、仮に「カансイ型の舞」と名付け、この様式の舞が「南九州の田边や日本全土に見られない事から、霧島山麓の成川に、

氏自身が認めるように検証は不十分である。吉川氏が指摘する「今後の学際的な南九州の総合研究と、周辺の芸能の現地調査」が課題であり、今後の研究の成果に期待したい。

附論 神楽と神舞について

南九州において神楽と神舞は、広義には同じもののように考えられてゐるが、文献史料の上では、明確に区別されている。例えば次に示す史料は、「庄内地理志」所引の宮崎県都城市の兼喜神社文書である。

定 若宮八幡

- 一、御馬 御拝進物納所之事
一、着物類 一太刀等
一、御寄進物之青銅 五十匹之内於我錢は締主納
度別請取可被申状如件

別坊勝藏院

- 一、神舞・神樂等之料物、雖為馬・太刀等、正祝子請取可申者也
文禄四ニ五月吉日 時久判 三久判

若宮御笠懸は 忠虎様御代ニ而候年々被遊候中ニ御弓筋ニ付御立願茂 有之候

「神舞・神樂」「御神舞御神樂」とあるように同じ文中において区別されている事がわかる。旧薩摩藩内では、神楽(狹義)は、奏楽と神歌と内侍舞(巫女舞)とからなる曲目としてのそれである。神舞文書の番付(次第)などでは、単に「神楽」「御神樂」と記されるが、神社文書(『神社誌』や『止上神社明細書』など)では、「御神樂」「内侍舞」(「内侍舞御神樂」と記される事が多い)。御神樂は内侍舞を伴つてゐるので最も重要な神事舞と言つよい。

明和四年(一七六七)の「鹿籠銘文記」⁽²⁾に、

惣而諸神社祭礼之節ヲ 別當社僧説誦經本ヲ、太夫ヲ捧祝答ヲ、幣帛ヲ、祝部ヲ鳴ヲ調拍子ヲ、吹笛ヲ叩ヲ太鼓ヲ、内侍ヲ着ヲ襷ヲ、振ヲ鑼ヲ、奏ヲ神樂ヲ。

とあるように神楽は内侍舞の事を指す。この神楽(内侍舞)に統いて、一番舞・神師など数番の舞式を伴う場合がある。これら一連の舞をカインメ(神舞い)とする見方もできるが、おそらくそうではあるまい。『神社誌』に「内侍舞御神樂有外(ハ神樂無之)」や「内侍舞並一番舞ヨリ七番神樂有之」と記されているように、神舞ではなく、一連の舞も神楽なのである。曲目としての神楽ではなく、普通名詞としての神楽舞を意味している。したがつて、神楽に対する神舞の概念にはなつていよい。神楽(内侍舞)やその他の神楽舞は、原則として舞殿で行われた。舞殿で行われる神楽に対して、原則として庭上で行われる神楽があつた。それが神舞であつたと思う。この神舞は、狭義の「神樂」や神楽舞も含むもので、ある目的のために大宝の注連の廻があり、その折衝のため、もしくは願成就の場合に願果として行われる大がかりな神樂(大神樂)の事である。大宝の注連を立てたり、祭場の規模や壯嚴など全てに渡り盛大になる関係で、狭い舞殿ではなく庭上を祭場としたと考えられる。神楽と神舞を区別するのは、その執行形態によるものである。神樂も神舞も臨時の立願によるものと例恒例のものと二通りある事も共通している。神楽と神舞は本質的な相違点があるわけではなく、その執行(奉納)形態の違いが両者を分別させたのだと思う。ここには神楽と神舞について小見を示したに過ぎないが、さらに厳密化する必要があるだろう。

(1) 『都城市史 史料編 近世』
(2) 『枕崎市史』

高原町文化財調査報告書 第七集

高原町祇川・狹野の神舞（神事）—本文編—

平成十二年三月

編集・発行

宮崎県高原町教育委員会
〒889-4492

TEL ○九八四一四二一二二一一

印 刷

傍長崎印刷
西諸県郡高原町大字後川内一八一二